

学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語の習得だけではなく、自律的に学習を進め、他者との関わりを通して国際社会に適応する人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ノースリバー日本語スクールという。

(位置)

第3条 本学は、下記所在地に校舎を置く。

愛知県名古屋市中村区畑江通 2-8-3

愛知県名古屋市中村区沖田町 40 番地

第2章 教育課程、修業期間、収容定員及び休業日

(課程・修業期間・収容人数)

第4条 本学コース、修業期間、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

第1部・第2部	課程名	修業期間	収容人数	クラス数	備考
第1部	進学2年	2年	60名	3クラス	4月生 60名
	進学1年9ヶ月	1年9月	40名	2クラス	7月生 40名
	進学1年6ヶ月	1年6月	20名	1クラス	10月生 20名
	小 計		120名	6クラス	4月生 60名 7月生 40名 10月生 20名
第2部	進学2年	2年	60名	3クラス	4月生 60名
	進学1年9ヶ月	1年9月	40名	2クラス	7月生 40名
	進学1年6ヶ月	1年6月	20名	1クラス	10月生 20名
	小 計				4月生 60名 7月生 40名 10月生 20名
計			240名	12クラス	4月生 120名 7月生 80名 10月生 40名

(始期・終期等)

第5条 本学の各課程は、4月、7月、10月に始まり、翌々年3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

1年目

- | | | | | |
|----------|-------|----|-------|----|
| (1) 第1学期 | 4月1日 | から | 6月30日 | まで |
| (2) 第2学期 | 7月1日 | から | 9月30日 | まで |
| (3) 第3学期 | 10月1日 | から | 1月31日 | まで |
| (4) 第4学期 | 2月1日 | から | 3月31日 | まで |

2年目

- | | | | | |
|----------|-------|----|--------|----|
| (1) 第1学期 | 4月1日 | から | 6月30日 | まで |
| (2) 第2学期 | 7月1日 | から | 9月30日 | まで |
| (3) 第3学期 | 10月1日 | から | 12月31日 | まで |
| (4) 第4学期 | 1月1日 | から | 3月31日 | まで |

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（8月1日から8月31日まで）
- (4) 秋季休業（9月28日から10月4日まで）
- (5) 冬季休業（12月27日から1月5日まで）
- (6) 春季休業（3月21日から4月4日まで）

- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 第1部 9:00~12:20（金曜日 12:40）

第2部 13:00~16:0（金曜日 16:40）

第3章 教育課程、授業時間、学習評価、進級要件、修了要件及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コースの教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年課程

レベル	授業時間
初級	200 単位時間 (11 週)
初中級Ⅰ	140 単位時間 (7 週)
初中級Ⅱ	300 単位時間 (15 週)
中級Ⅰ	120 単位時間 (6 週)
中級Ⅱ	220 単位時間 (11 週)
中級Ⅲ	140 単位時間 (7 週)
上級Ⅰ	220 単位時間 (11 週)
上級Ⅱ	200 単位時間 (10 週)
計	1560 単位時間 (78 週)

※1 単位時間＝45 分

(2) 進学1年9ヶ月課程

レベル	授業時間
初中級Ⅰ	140 単位時間 (7 週)
初中級Ⅱ	300 単位時間 (15 週)
中級Ⅰ	120 単位時間 (6 週)
中級Ⅱ	220 単位時間 (11 週)
中級Ⅲ	140 単位時間 (7 週)
上級Ⅰ	220 単位時間 (11 週)
上級Ⅱ	200 単位時間 (10 週)
計	1340 単位時間 (67 週)

※1 単位時間＝45 分

(3) 進学1年6ヶ月課程

レベル	授業時間
初中級Ⅱ	300 単位時間 (15 週)
中級Ⅰ	120 単位時間 (6 週)
中級Ⅱ	220 単位時間 (11 週)
中級Ⅲ	140 単位時間 (7 週)
上級Ⅰ	220 単位時間 (11 週)
上級Ⅱ	200 単位時間 (10 週)
計	1200 単位時間 (60 週)

※1 単位時間＝45 分

(学習評価)

第9条 学習の評価は、形成的評価、ポートフォリオ評価、自己評価、他者評価を合わせ、S、A、B、C、D、Fの6段階評価とする。C以下の者は補習を受講し、Fは不合格とし、補習受講後、再試験を受験するものとする。

(進級要件)

第10条 1年目第3学期1月において進級試験を行うものとする。下記の要件すべてに該当するものを合格とする。

1. 総出席率85%以上。(入国が遅れた者はこの限りではない。)
2. 進級試験総合B以上。(B1レベル相当)

(修了要件)

第11条 2年目第4学期2月に修了試験を行うものとする。下記の要件すべてに該当するものを課程修了者とする。

1. 総出席率90%以上。
2. 修了試験総合B以上。(B2レベル相当)

(教職員組織)

第12条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 15名以上(うち専任6人以上)
 - (4) 生活指導担当者 2名以上
 - (5) 事務職員 1名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
- (5) 入学時に下記の日本語能力を有している者

入学希望課程	入学前の日本語レベル
進学2年	A2.1 相当
進学1年9ヶ月	A2.2 相当
進学1年6か月	B1.1 相当

(入学時期)

第14条 本学への入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月、10月とする。

(入学手続)

第15条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを完了した者に対して審査を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学が許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その理由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第17条 転学を希望する者は、転学届けに事由を記載し、校長に申し出なければならない。身元保証人、経費支弁者の確認が取れ、転学先の受け入れが可能である場合、転学を許可するものとする。

- 2 災害等において学習の継続が困難な場合は（一財）日本語教育振興協会の『災害等の場合に関する日振協の対応について』に準じて、校長が（一財）日本語教育振興協会を通して転学先との調整を行うものとする。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記載し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業認定)

第 19 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 11 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 21 条 生徒がこの規則その他本学の定める諸規定を守らず、その本分に悖る行為があったときは、校長は、該当生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種類とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 校内の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 22 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	進学 2 年課程	進学 1 年 9 ヶ月	進学 1 年 6 ヶ月
1. 入学検定料	15,000 円	15,000 円	15,000 円
2. 入学金	50,000 円	50,000 円	50,000 円
3. 授業料	1,164,000 円	1,018,500 円	873,000 円
4. 教材費	50,000 円	47,000 円	47,000 円
5. 健康管理費	10,000 円	10,000 円	10,000 円
6. 課外活動費	15,000 円	15,000 円	15,000 円

(納入)

第 23 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

- 3 特別な理由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料は全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第24条 生徒が、正当な理由もなく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返金)

- 第25条 既に納入した生徒納付金は、学費等返還規定に基づき返金するものとする。

第6章 雑則

(寄宿舎)

- 第26条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第28条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

- この学則は、令和9年10月1日から施行する。

学費等返還規程

第1条（目的）

本規程は、本校に入学を予定する者又は在籍する学生が、入学辞退、退学その他の理由により入学又は在学を継続しない場合における、既納の入学検定料、入学金、授業料、教材費その他の納付金（以下「学費等」という。）の返金について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（返還額の算定）

入学辞退又は退学等の理由を問わず、既納の学費等については、本規程に基づき返金額を算定する。

A. 入学前

在留資格認定証明書（COE）交付後で、家庭事情や査証不許可等により入学を取りやめる場合は、納入済みの金額から入学検定料・入学金（合計 65,000 円）を差し引き、残額を全額返金いたします。

B. 入学後

（1）1年目に退学する場合

納入済みの金額から、以下の費用を差し引き、残額を全額返金いたします。

- ・入学検定料・入学金：合計 65,000 円
- ・教材費：35,000 円（4 月期生の場合）
- ・入学日から退学日までの授業料：月額 53,350 円

（2）2年目に退学する場合

2 年目分として納入済みの金額から、以下の費用を差し引き、残額を全額返金いたします。

- ・2 年目の教材費：15,000 円（4 月期生の場合）
- ・2 年目の開始日から退学日までの授業料：月額 53,350 円

※授業料は月単位で計算し、1 か月未満の期間も 1 か月分として取り扱います。

第3条（返金の申請）

返金を希望する者は、本校所定の返金申請書その他本校が必要とする書類を提出しなければならない。

本校は、提出された書類及び退学日等を確認した上で、返金額を決定する。

なお査証不許可、帰国その他の事情について確認が必要な場合、本校はその事実を確認できる書類の提出を求めることができる。

第4条（返金方法）

返金は、原則として学生本人又は正当な受領権限を有する者が指定する銀行口座への振込みにより行う。

海外送金手数料、銀行振込手数料その他返金に直接必要となる手数料の取扱いについては、実際の送金方法等を確認の上、別途定める。

第5条（返金時期）

本校は、返金に必要な書類がすべて提出され、返金額の確定後、合理的な期間内に返金手続を行う。

書類の不足、振込先情報の不備その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第6条（特別な事情）

災害その他本人の責めに帰することのできない事情により、本規程による取扱いが著しく不合理となる場合は、事情を確認した上で、個別に対応を検討することができる。

第7条（その他）

本規程に定めのない事項については、関係法令、本校の学則その他の規程に基づき、本校が適切に判断する。

学校名：ノースリバー日本語スクール

設置者：北川裕士